

平成13年7月9日

ミャンマー柔道連盟に対する文化無償協力について

1. わが国政府は、ミャンマー連邦政府に対し、ミャンマー柔道連盟が柔道器材を購入するため (the supply of judo equipment to the Myanmar Judo Federation)、4,020万円を限度とする額の文化無償協力を行うこととし、このための書簡の交換が7月9日(月)、ヤンゴンにおいて、わが方津守滋在ミャンマー大使と先方トゥラ・エー・ミン・スポーツ大臣 (Brigadier General Thura Aye Myint) との間で行われた。

2. ミャンマー柔道連盟は、柔道を通じた青少年の育成を目的とし、ミャンマーにおける柔道の普及を推進している。同連盟は、全国の柔道愛好者が所属する団体を統括しており、同連盟が運営するセンターには全国から約1万人の柔道愛好者が稽古に訪れるなど、直接民衆に裨益する活動を展開している。同連盟はアジア地域での国際大会で多数のメダルを獲得するなど水準の高い柔道選手を多数輩出しているが、同連盟が保有する柔道器材は老朽化が激しく、十分な活動を行うのに支障を来している状況にある。

このような状況の下、ミャンマー政府は、ミャンマー柔道連盟が柔道器材を購入するために必要な資金につき、わが国政府に対して文化無償協力を要請してきたものである。